

いただいたご意見と市の考え方（詳細）

案件名	岐阜市内第2次都市計画道路見直し候補路線（案）	
意見募集期間	パブリックコメント	: 平成29年3月15日～4月14日
	地域住民説明会	: 平成29年6月27日～7月28日
提出意見数	パブリックコメント	: 15件(31通)
	地域住民説明会	: 36件

※印はパブリックコメントでのご意見です。

項目	ご意見の要旨	市の考え方	変更の有無
◆①新本町市橋線について			
1	余裕ある幅員の自転車歩行者道の設置をしてほしい。（※）	見直し後の計画幅員で、車道と歩道の幅員を再構成することで、歩行者や自転車の安全な通行を確保します。	無
2	交差点の安全対策はどのように考えているのか。	交差点を含めた道路の整備については、今後、関係機関と協議・調整してまいります。	無
3	新本町市橋線の見直しにより周辺道路が渋滞する場合、周辺道路を一方通行にする等、交通状況が悪化しないような工夫をしてほしい。（※）	見直し区間の脇道など周辺道路における渋滞対策については、必要に応じて地域住民や関係機関との協議・調整を図りながら検討することとなります。	無
4	見直し候補路線が決定すれば、工事は何年後になるのか。	個別路線毎に改めて説明会を開催し、ご理解を得ながら都市計画変更手続きを進めてまいります。 整備については、今後、関係機関と協議・調整してまいります。	無
◆③⑦⑧ 岐阜羽島線について			
1	(③⑦⑧)岐阜羽島線 長期未着手路線なので、住民に対してこれからも丁寧な説明をしたうえで、手続きを進めてほしい。	現計画の都市計画道路区域内の権利者の方々や住民の皆様へ、改めて説明会を開催し、ご理解を得ながら都市計画変更手続きを進めてまいります。	無
2	(③⑦⑧)岐阜羽島線 整備するには莫大な事業費が必要で、実現性も高くないので、地権者の建築制限を解消するために、都市計画変更の手続きを一日も早く進めるべきである。（※）		無
3	(③)岐阜羽島線 交通量も多くなく街並みもきれいなため、計画を廃止して良い。（※）		無

4	(⑦⑧岐阜羽島線) 交通量はそれほど多くない。渋滞していないので、見直し案のとおり現況のままで良い。(※)	個別路線毎に改めて説明会を開催し、ご理解を得ながら都市計画変更手続きを進めてまいります。	無
5	(③岐阜羽島線) 計画が廃止になるのであれば、一般国道21号線までの市道茜部1号線を都市計画道路にすることは出来ないのか。	当該区間を整備しなくても、周辺の徹明茜部線等の幹線道路を代替ルートとすることで、交通処理が可能であり、新たに市道茜部1号線を都市計画道路としなくとも道路網として充足していると考えます。	無
6	(③岐阜羽島線) 市道茜部1号線の晩に北へ向かう車線と加納城南通りの混雑状況を考慮し、道路の拡幅を検討してほしい。	平成29年11月に実施した交通量調査結果からも、市道茜部1号線は、現況の2車線で交通は処理できていると考えます。	無
7	(③岐阜羽島線) 現況の茜部1号線は狭いため、自転車や歩行者が安全に通れるようにしてほしい。	必要な安全対策については、関係機関と、協議調整を図ってまいります。	無

◆④⑩⑪ 岐阜駅那加線について

1	(④岐阜駅那加線) 代替ルートの混雑状況を把握したうえで見直しを検討してほしい。	平成29年11月に実施した交通量調査により、代替ルートの岐阜蘇原線は、国道156号との交差点付近で自動車が集中し、混雑していることが分りました。このことから、周辺道路ネットワークの整備状況等を踏まえつつ、見直しの検討を継続します。 ⇒見直し検討継続路線とします。	有
2	(⑪岐阜駅那加線) 現道がほとんど存在しない路線であり計画廃止でもよい。(※)	将来の自動車交通量の減少により、計画幅員や車線数を縮小しますが、当該路線は、まちづくりの骨格を形成する道路網として必要であると考えます。	無

◆⑤ 日野岩田坂線について

1	交通量が減少する予測には疑問を感じる。今、計画を廃止しない方がよいのではないか。	平成29年11月に実施した交通量調査により、当該路線の交通混雑は緩和されており、北側に整備された国道156号線岐阜東バイパスが代替ルートとして機能を果たしていることから、計画を廃止するものです。	無
---	--	---	---

2	芥見地内の道路は非常に混雑している。国道156号線岐阜東バイパスの未整備区間の工事を早く進めてもらいたい。整備がされるなら、計画廃止は考えられる。	個別路線毎に改めて説明会を開催し、ご理解を得ながら都市計画変更を進めてまいります。 道路の安全対策などについては、必要に応じて関係機関と協議してまいります。	無
3	片側歩道では、すれ違いが困難であるため、自転車道を設けてもらいたい。計画を廃止するだけでなく自転車で通行する人の利便性を考えもらいたい。道路の老朽化への配慮もされていないように感じる。(※)		無
4	お金もかからなくなるのだから計画を廃止すればいい。無駄なことは見直すべきである。		無

◆⑥⑯ 長良古津橋線について

1	(⑥⑯長良古津橋線) ⑯の都市計画道路は廃止で良いが、歩道を緊急に整備して欲しい。自転車利用者は、廃止対象区間を通行しているが、歩道が整備されていない区間を通行していて危険である。都市計画道路だけでなく広域(藍川橋までの区間)の検討をお願いしたい。(※)	個別路線毎に改めて説明会を開催し、ご理解を得ながら都市計画変更を進めてまいります。 道路の安全対策などについては、必要に応じて関係機関と協議してまいります。	無
2	(⑥長良古津橋線) 交通量が減っているので、計画の廃止は妥当と考える。ただ、廃止区間には、自転車の通る道を整備してほしい。		無

◆⑨ 岐阜笠松線について

1	見直し案のとおり、2車線としてほしい。(※)	平成29年6月27日、30日に都市計画変更(原案)の説明会を実施しており、引き続き都市計画変更手続きを進めてまいります。	無
2	名鉄高架事業により岐阜笠松線の交通量が増えることは考えているか。	当該路線と交差する栄町蔵前線の名鉄高架事業に併せた整備を考慮し、将来交通量推計を行っており、検証の結果、交通処理は可能と考えております。	無

◆⑫ 城南岐大線について			
1	自動車交通量は将来減少すると思われるので、計画幅員を減少し、建築制限解消のみならず、これまでとは違う沿道土地利用を生み出そうとすることは良いことである。 (※)	平成29年6月27日、30日に都市計画変更（原案）の説明会を実施しており、引き続き都市計画変更手続きを進めてまいります。	無
◆⑬⑭ 城南芋島線について			
1	(⑬⑭)城南芋島線) 自動車交通量は将来減少すると思われるので、計画幅員を減少し、建築制限解消のみならず、これまでとは違う沿道土地利用を生み出そうとすることは良いことである。 (※)	平成29年6月27日、30日に都市計画変更（原案）の説明会を実施しており、引き続き都市計画変更手続きを進めてまいります。	無
2	(⑬⑭)城南芋島線) 都市計画変更するまで建築制限はかかり続けるのか。	都市計画変更が行われるまで現在の都市計画が適用され、都市計画道路区域内の建築制限は継続されます。	無
◆⑮ 北一色若宮地線について			
1	都市計画道路予定線より、下がらずに建っている家があるが、なぜ建てることができるのか。	都市計画道路の区域内に建築物を建築する場合、都市計画法53条による許可が必要となります。第54条による許可基準は、階数が2階以下で地階を有しない、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等となります。	無
◆⑯ 福光打越線について			
1	わずか370mの整備を行わないことで道路が繋がらなくなる。計画の廃止はよく検討してほしい。	周辺道路も含めた現在の道路網で自動車の交通処理は可能あります。改めて説明会を開催しご理解を得ながら都市計画変更手続きを進めてまいります。	無
2	多くの子供が通る道路なので、計画幅員を縮小し、現況の道路も活かした改良等代わりの整備案を提案してもらえれば、都市計画の廃止にも納得できる。	都市計画道路の位置づけを廃止した後も、道路の安全対策については、必要に応じて、関係機関と協議調整を図ってまいります。	無
3	都市計画道路の区域内の建築制限の具体的な内容はどういったものか。	都市計画道路の区域内に建築物を建築する場合、都市計画法53条による許可が必要となります。第54条による許可基準は、階数が2階以下で地階を有しない、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等となります。	無

◆⑯ 諏訪山線について			
1	計画の縮小はやむを得ないと考 える。	個別路線毎に改めて説明会を開催 し、ご理解を得ながら都市計画変更 手続きを進めてまいります。	無
◆⑰ 古市場御望線について			
1	東海環状自動車道及び岐阜イン ターが完成した場合、大学北御望線 から古市場御望線を使い西方面へ 移動する車両が、将来増加すると考 える。そのため、大学北御望線終点 より西側へ延びる古市場御望線の 変更計画は縮小しない方が良いと 考える。 (※)	現在の計画は2車線両側歩道で、 見直し案は現況の2車線片側歩道と なります。 車線数は2車線のままで、交通処 理は可能であります。 改めて説明会を開催し、ご理解を 得ながら都市計画変更手続きを進め てまいります。	無
2	大学北御望線との交差点より東 側の都市計画道路は見直し案のと おり現況幅員に縮小して良いと考 える。 (※)		無
3	北側の歩道が通学路として使わ れているため、南側の歩道の計画を 廃止しても良いと考える。		無
◆⑱ 福富溝口線について			
1	片側歩道が確保されているため、 計画を縮小してよいと考える。	個別路線毎に改めて説明会を開催 し、ご理解を得ながら都市計画変更 手続きを進めてまいります。	無
◆見直し全般について			
1	名鉄高架事業にあわせて都市計 画手続きを進める路線についての 住民説明会の意見は、どこに反映さ れるのか。	住民説明会の意見を踏まえた都市 計画原案を作成し、広く意見をいた だくため縦覧を行います。縦覧期間 中にいただいたご意見の要旨を、計 画原案とあわせて都市計画審議会に 提示し、審議が行われます。	無
2	名鉄名古屋本線鉄道高架事業に あわせて都市計画手続きを進める 路線は、都市計画決定まで何年程度 かかるのか。	都市計画決定は、名鉄名古屋本線 鉄道高架事業の都市計画手続きのス ケジュールに合わせて行います。 名鉄名古屋本線鉄道高架事業は、 平成29年3月に都市計画原案の地元 説明会を開催し、都市計画手続きを 進めております。早期の都市計画決 定に向けて取り組んでまいります。	無

3	評価視点にもあるが、道路は地域の安全・安心を確保する重要な社会資本であるので、効率的・効果的な道路整備が進められることを期待する。 (※)	効率的・効果的に道路整備が進められるよう、都市計画道路の見直しを進めてまいります。	無
4	都市計画道路を見直し、災害対策、大型遊具のある公園、子育てや教育などにお金を使ってほしい。(※)		無

◆金町那加岩地線（計画存続路線）について

1	将来の自動車交通量の減少を考えれば当区間を整備しなくても交通処理は十分に可能と考える。計画の廃止を希望する。	現況交通量に対し減少傾向が見られたものの、将来の自動車交通量の推計値において、当該区間は現在の計画通り4車線必要あります。	無
2	見通しのたたない道路計画はやめてほしい。人口が減少している地域での道路拡張は意味がないと思う。	引き続き自動車交通量等を注視してまいります。	無
3	何十年にもわたり、実行されていない計画の為に私有地に建築制限を受け、土地売却時の価格にも影響を受けている。都市計画道路による規制を即刻外してもらいたい。		無
4	都市計画道路の計画があるため、土地の売買がしにくく、様々な規制もあるため商売をする者が出てこない。この計画を中止した方が発展すると思う。		無
5	都市計画道路区域から下がっての建て直しが出来ないため、道路の拡幅は望まない。		無
6	次の都市計画道路見直しまで、10年間かかるのは長すぎる。	都市計画道路の見直しについては、概ね10年毎に実施される中京都市圏パーソントリップ調査等の結果を活用し、定期的・継続的に見直しを行ってまいります。	無
7	通学路なので、まずは、安全な歩道に整備にしてほしい。	道路の修繕等の維持管理については、必要に応じて実施してまいります。	無
8	これまで都市計画道路区域内で建築制限をかけ続けられてきた地権者に対する補償はあるのか。また、固定資産税の減額はないのか。	都市計画道路区域内で建築制限がかかっている地権者に対する補償はありませんが、都市計画道路予定地では、固定資産税評価額に対し減価補正が行われています。	無

9	道路拡張分の土地の買い上げとはどのようなものか。	道路を拡幅するために必要な土地を所有者（権利者）から買い取ることをいいます。具体的には土地価格を算定するとともに建物や工作物等が支障となる場合は、権利者に移転や撤去をしていただくための補償費を算定します。	無
10	商売をやっているものに対して、工事期間中に発生する障害やその補償については、どうなっているのか。	工事の際は、説明会を開催し、ご理解を得ながら進めることとなります。	無
11	道路の拡幅は遅らせてほしい。	工事の実施時期については未定です。	無
12	朝、夕、大変道路が混雑し出入りが不自由であるため、早く道路を広げてほしい。	当該路線は、第2次都市計画道路見直しにおいて、道路網として必要な路線と考え、「存続」路線としております。	無
13	安全な歩行者空間が必要であるため、都市計画道路が早期に整備されることを望む。	都市計画道路の整備については、順次進めております。	無
14	道路幅員を現計画通りの25mにするべきか、現況幅員15mにするべきか判断がつかない。市の決定に準じる。		無
いただいたご意見は、意見の趣旨を損なわない程度に要約しております。賛否の結論だけを示した意見や今回の計画と直接関係がない意見については、市の考えは示しておりません。また、個別路線の整備要望と考えられるご意見については、担当部局や関係部局へ参考意見としてお伝えさせていただいております。			